

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本海外協会（以下「この法人」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 この法人の定款が定めている目的及び事業に賛同して、この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする法人、団体又は個人に対しては、理事会の決議を経て定める入会申込書等の提出を求めることとする。

2 前項の規定に基づき正会員又は賛助会員として入会申込書等の提出を行った法人、団体又は個人の入会申込者については、理事会において入会の可否を決定し、これを入会申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理に関する会員名簿を登録する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、総会の決議を経て別に定める会費規程による。

2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続については、理事会の決議により別に定める規則の細則による。ただし、当該懲戒の処分の内容については、処分を受けた会員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の権限を行使することを妨げない。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 定款第10条の規定により、退会以外の事由により、会員資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合は、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても利用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条第1項に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条第2項及び第3項を適用する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認め

ない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(規則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。